

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成26年10月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第34号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（平成26年6月11日京都市条例第6号）の施行期日は、平成27年1月13日とする。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)